



子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)のお知らせ

子育て短期支援事業とは、保護者の病気や仕事等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設において一定期間お預かりする事業です。

①短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の病気などで児童の養育が困難となる場合に、児童福祉施設で一時的に養育を行う事業

【利用対象者】

- ・児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童
(疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校の公的事业への参加などの社会的な事由)

【利用できる時間・期間】

- ・原則7日以内
- ・8時～翌8時までの間

②夜間養護(トワイライトステイ)事業

保護者の仕事などにより帰宅が夜間になる場合や休日に不在となる場合に、児童福祉施設で生活指導や食事の提供などを行う事業

【利用対象者】保護者が仕事などにより、平日の夜間および休日に不在となる家庭の児童

【利用できる時間】・夜間分…17時～20時までの間

・休日…8時～17時までの間

◆利用できる施設と児童年齢

八代乳児院(2歳児未満) 八代市郡築12番町71-2

八代ナザレ園(2歳児以上) 八代市竹原町1447

◆利用料

利用料は利用世帯の所得によって決まります。詳しくは、お問い合わせください。



【お問い合わせ先】 町民環境課 町民環境係 ☎52-5851

熊本市子ども・若者総合相談センター出張相談会 IN 八代

これからの将来が不安、人間関係で悩んでいる、学校に行けない・行きたくない、学校を辞めてしてしまった、働く気が起きないなど、さまざまな悩みや心配されていることについてご相談ください。本人はもちろん、家族、関係者の人でも大丈夫です。一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください。



相談日 : 8月30日(木)

時間 : 10時～16時

会場 : 八代市厚生会館 小集会室 八代市西松江城町1-47

料金 : 無料

対象 : 主に15歳～39歳までの人とそのご家族、友人、知人、支援者など

連絡先 : 熊本市子ども・若者総合相談センター ~ COCON ここん ~

熊本市東区月出3丁目1-120 熊本県精神保健福祉センター2階

電話 : 096-387-7000(月～金 8時30分～21時)

メール : kowaka-cocon@wind.ocn.ne.jp

HP : http://kowaka-cocon.jp/

熊本地震におけるすまいの再建に向けた支援策

県では、応急仮設住宅の入居世帯、全壊または大規模半壊の世帯、半壊の世帯で解体した世帯、法に基づく長期避難世帯を対象に、4つの支援策を実施しています。詳しくは、県すまい対策室にお問い合わせください。

(1) 4つの支援策

対象世帯	
ア. 応急仮設住宅の入居世帯	イ. 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付世帯
ウ. 半壊の罹災証明書の交付世帯で解体した世帯	エ. 法に基づく長期避難世帯

自宅再建希望世帯	民間賃貸住宅希望世帯
①リバースモーゲージ 利息助成 毎月支払う利子の一部を助成、月々の負担を軽減 リバースモーゲージ型の融資に対する利息助成 利息相当分を一括助成	③民間賃貸住宅入居費 助成 民間賃貸住宅入居の初期負担を軽減 礼金・仲介手数料を含め初期費用を助成 一律20万円
②自宅再建利子助成 借入額(850万円まで)の利子を助成 子育て世帯も安心して借りられるよう助成 利息相当分を一括助成	

公営住宅希望世帯を含む全ての世帯	
④転居費助成 引越する際の負担を軽減 引越費用を助成 一律10万円	

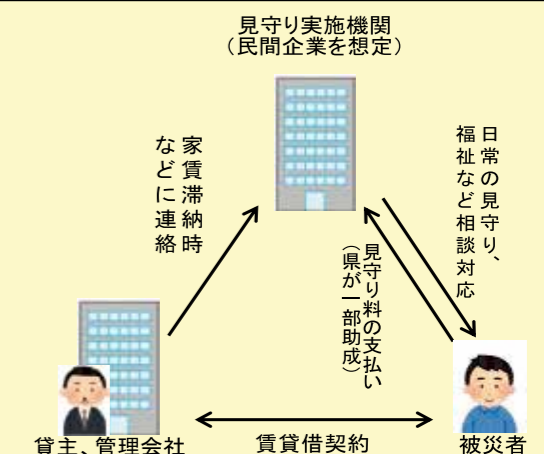
(2) 新たな支援策「保証人不在被災者支援事業」

【目的】

保証人不在被災者に対して、保証人がいなくても入居可能な環境を整え、被災者の自立再建へつなげる。

【内容】

民間賃貸住宅への転居に必要な保証人がおらず賃貸契約ができない被災者に対する見守りサポート契約費用の助成(1世帯当たり10万円)



■お問い合わせ先: 県すまい対策室 ☎ 096-333-2821